ⅱ）平成19年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての完工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア　単体又は特定ＪＶの代表者若しくは異工種ＪＶの構成員のうち少なくとも１者は、以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

・道路橋（歩道橋を除く）における支間長50m以上の鋼床版鋼箱桁橋の製作及び架設

・道路橋（歩道橋を除く）における鋼製橋脚の製作及び架設

イ　特定ＪＶの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種ＪＶの構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか１つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・道路橋（歩道橋を除く）における支間長50m以上の鋼床版鋼箱桁橋の製作及び架設

・道路橋（歩道橋を除く）における鋼製橋脚の製作及び架設

②　土木工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。ただし、特定ＪＶ及び異工種ＪＶの構成にあたって、土木工事を施工する者のうち、当該点数が2,000点以上の者は１者までとする。

ⅱ）平成19年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア　単体又は特定ＪＶの構成員若しくは異工種ＪＶの構成員は、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・市街地（ＤＩＤ※相当）における提案する基礎構造の施工

※ＤＩＤとは、人口集中地区のこと。人口集中地区とは、市区町村の境域内において、人口密度が高い基本単位区（原則として人口密度１平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域。

⑶　現場代理人及び統括技術者（異工種ＪＶに限る。）並びに次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）のうち、現場代理人及び次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者については、工事の契約締結日の翌日から工事完了まで配置すること。なお、主任技術者又は監理技術者は、工事契約締結後の実際の施工期間において本工事に専任で配置できること。また、次に掲げる基準を満たす設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）については、工事契約前に実施する実施設計の履行期間及び工事の契約締結日の翌日から工事完了まで配置できること。

異工種ＪＶの場合に限り、全体の工程管理、異なる工事種別の工事（以下「各工事」という。）間の工事調整等を行う統括技術者を、工事契約締結日の翌日から工事完了まで本工事に専任で配置すること。

設計管理技術者は、設計業務全体の技術上の管理を行うものとする。

工事の中断、休止により、担当する主任技術者又は監理技術者を再度配置する場合は、工事の中断、休止前に配置した技術者を配置することを原則とする。

なお、現場着手は令和６年６月３日（月）を予定している。

①　鋼橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成19年度以降に以下に掲げる要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

・道路橋（歩道橋を除く）における鋼床版鋼箱桁橋の架設

②　土木工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　１級土木施工管理技士

イ　技術士［建設部門（土質及び基礎）］又は技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成19年度以降に、以下に掲げる要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

・提案する基礎構造の施工

③　２⑶①及び２⑶②において監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

④　異工種ＪＶの場合は、鋼橋工事を担当する者の中から２⑶①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、土木工事を担当する者の中から２⑶②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること。単体又は特定ＪＶの場合は、２⑶①及び２⑶②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置すること。

⑤　鋼橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑥　土木工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（土質及び基礎）］又は技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑦　設計管理技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］かつ技術士［総合技術監理部門］、又は技術士［建設部門（土質及び基礎）］かつ技術士［総合技術監理部門］

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者